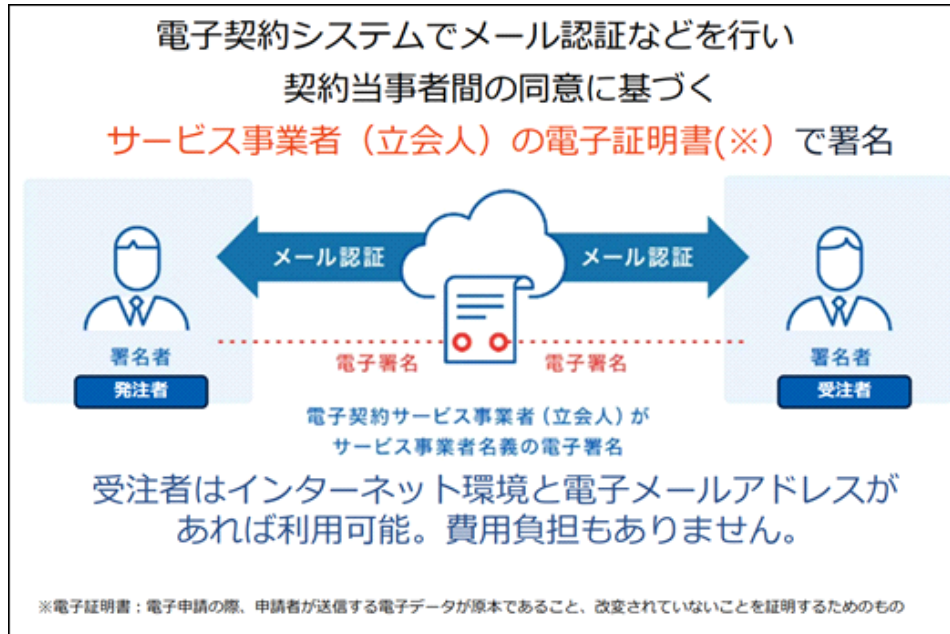


電子契約の概要

北海道ではsmart道庁の推進の一環として、令和5年11月以降、電子契約を順次導入する予定です。

◇概要

- 電子契約とは、契約当事者が契約書のPDFデータに電子署名を入れて契約を成立させる契約手法。
- 紙の契約書の場合は、押印が契約成立の要件とされているが、電子契約では、電子署名を入れることが要件とされている。(地方自治法第234条第5項)
- 電子契約により契約締結をするかどうかは、契約相手方の希望による。



◇導入の時期

令和5年11月以後の誘因に係る契約(予定)

◇対象となる契約

以下の契約を除き、すべて対象(予定)

- 法令等で書面義務化のある契約

特定商取引(訪問販売等)の契約書面、事業用定期借地契約

- 個人(個人事業主(開業届を税務署に提出している個人)を除く)との契約

※受注(託)者が電子契約を希望しなければ従前どおり紙契約

◇電子契約導入のメリット

- コストの削減
 - ・収入印紙、郵送費、封筒購入費が不要
- 効率化
 - 郵送作業不要、受発注者間の書類往復の時間短縮、

◇今後のスケジュール(予定)

9月 各種規定の改正(財務指導課・発注3部)

10月 事業者への説明会実施
相談窓口(ヘルプデスク)設置

11月 電子契約スタート

※電子契約の導入時期については、変更になる可能性があります。